

規制シート(様式)

190190000650001

2016/12/21

規制の名称	鉄道事業者等による運送拒絶の禁止等	所管府省	国土交通省
根拠法令等	鉄道営業法(明治33年法律第65号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	鉄道局鉄道サービス政策室長 川上洋二 鉄道局技術企画課長 中山康二 鉄道局安全監理官 山崎輝
規制目的	主として鉄道事業者と鉄道利用者との関係、すなわち、鉄道の営業行為に着目して、鉄道の運送営業とこれに携わる鉄道係員及び鉄道利用者等の行為を規律することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>○鉄道の建設、車両器具の構造及び運転については、国土交通省令の規程によるべきことを定めている。</p> <p>○天災事変その他やむをえない場合等を除き、鉄道事業者は運送拒絶ができないことを定めている。</p> <p>○国土交通大臣は、鉄道係員たるに要する資格を定めることができることを定めている。</p> <p>○鉄道事業に関して、旅客及び公衆が遵守すべきことを定めている。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>○鉄道は大量輸送機関であり、ひとたび事故が生じるとその被害は甚大となるおそれがあることから、一定以上の安全水準を常に確保するために当該規制を維持することが適当。</p> <p>○鉄道運送事業は、一般国民の社会、経済活動に不可欠なものであるため、運送の引受を事業者の自由に委ねてしまうと不公平な取扱いがされるおそれがあることから、利用者保護のために当該規制を維持することが適当。</p> <p>○鉄道輸送に関する業務は、非常に専門的な知識や経験を必要とすることが多いため、当該規制では、国土交通大臣は、鉄道係員たるに要する資格を定めることができるとしている。これに基づき、動力車操縦者の資質の向上及び輸送の安全の確保を図るため、動力車操縦者の運転免許に関する制度を定めているが、引き続き、動力車操縦者の資質の向上を図り、輸送の安全を確保する必要があるため、当該規制を維持することが適当。</p> <p>○鉄道の安全及び業務の確保又は鉄道地内の秩序維持及び鉄道運送の秩序維持のための規定であり、当該規制を維持することが適当。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		